

美濃園余剰電力売却に係る仕様書

1 件名

美濃園余剰電力売却

2 概要

(1) 対象施設

香芝・王寺環境施設組合美濃園（以下「美濃園」という。）

（発電所名：香芝・王寺環境施設組合発電所（以下「対象発電所」という。））

(2) 履行場所

香芝市尼寺615番地 香芝・王寺環境施設組合 地内

(3) 施設概要

ア 用途 一般廃棄物処理施設（熱回収施設、リサイクルセンター）

イ 処理能力 熱回収施設：120 t/日（60 t/日×2炉）

リサイクルセンター：7 t/5h

ウ 竣工年月 令和6年8月

(4) 用語

ア 本組合 発注者である香芝・王寺環境施設組合をいう。

イ 買受者 落札者となる小売電気事業者をいう。

ウ 余剰電力 美濃園の熱回収施設において発電する電力のうち、本組合が消費する電力を除いた電力をいう。また、その電力量を余剰電力量という。

3 年間予定売却電力量

令和8年度 5,190,000 kWh

令和9年度 5,190,000 kWh

令和10年度 5,190,000 kWh

4 電力受給期間

令和8年4月1日0時00分から令和11年3月31日24時00分まで

5 受電地点

履行場所と同じ

6 責任分界点（受電地点）

構内第一柱開閉器 電源側接続点

7 接続電力系統

関西電力送配電株式会社

8 電気方式等

- (1) 電気方式 交流3相3線式 1回線
- (2) 最大受電電力 1, 300 kW
- (3) 周波数 60 Hz
- (4) 標準電圧 6, 600 V

9 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 一般廃棄物
- (3) 定格出力 2, 100 kW×1基
- (4) 最大電力 2, 100 kW

10 環境価値の帰属

本組合の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー電源（非FIT非化石電源）であり、本組合から買受者に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。

また、ごみ質の組成分析結果によるバイオマス比率の算定は、本組合において毎月実施する予定である。

【直近12ヶ月のバイオマス比率】

期 間	バイオマス比率 (単位：%)
令和6年 12月	44.925
令和7年 1月	54.349
2月	48.933
3月	52.523
4月	51.406
5月	45.948
6月	45.769
7月	41.774
8月	38.602
9月	45.355
10月	45.441
11月	46.357
令和6年12月～令和7年11月の平均	46.782

11 計画値同時同量制度等

- (1) 原則として買受者は、電気事業法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、当該発電設備を含む発電バランスンググループを形成し、一般送配電事業者と発

電量調整供給契約を締結するものとする（「発電契約者」とは、「一般送配電事業者と電量調整供給契約を締結する者」をいい、本組合は発電契約者にはならないものとする。）。

- (2) 買受者は、発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。
- (3) 本組合は原則として、月間発電計画（翌月1ヶ月分の発電設備の停止計画及び日ごとの30分ごとの送電電力）を前月の20日までに、週間発電計画（翌週土曜日以降2週間分の発電設備の停止計画及び日ごとの30分ごとの送電電力）を毎週金曜日の12時00分までに、日別発電計画（受給日の発電設備の停止計画及び30分ごとの送電電力）を受給日前日の9時00分までに、買受者に提供するものとする。
- (4) 買受者は発電契約者として、当該発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続及び費用の負担を負うものとする。また、その費用は契約単価に含むものとし、別途インバランスに係る精算は実施しない。

12 託送料金の発電側課金（系統連系受電サービス料金）

- (1) 2024年4月から導入された託送料金の発電側課金（以下「系統連系受電サービス料金」という。）については、入札金額に含まないものとし、本組合が一般送配電事業者に対して負担する系統連系受電サービス料金相当分の全額を、別途買受者の負担に転嫁する。
- (2) 本組合が負担する系統連系受電サービス料金の一般送配電事業者への支払業務は買受者が行うこととし、買受者から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる本組合から買受者への転嫁相当額を、毎月の余剰電力量料金の支払において相殺する。

13 余剰電力量料金の支払方法

- (1) 本組合と買受者間で売買される余剰電力量は、日ごと計量した値を月単位にまとめて、本組合と買受者双方の確認を行った値を確定値とする。
- (2) 本組合は、前項の確定値を基に、契約単価及び消費税額を乗じて得た額を、当該月分として買受者に請求するものとする。
- (3) 余剰電力量については、買受者は全量買い取るものとする。

14 その他

- (1) 予定売却電力量は、ごみ搬入量やごみ質の変化、売電計画（案）の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により大幅に変動する場合があるが、本組合はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- (2) 本仕様書の予定売却電力量は、タービン整備等による運転停止予定期間等を見込んだ数値である。（別表1「令和8年度年間売電計画」参照）
- (3) 計量器等の設置
 - ア 美濃園では、発電に係る計量器が設置済である。（一般送配電事業者財産）

- イ 買受者が料金の算定等のため、新たな計測装置の設置及び運用を希望する場合は、あらかじめ本組合と協議を行い、承諾を得なければならない。なお、この場合の装置の設置及び運用に要する費用は全て買受者の負担とする。
- ウ 買受者が設置した計測装置が不要となった場合は、買受者の負担によりこれを撤去するものとする。
- エ 買受者が設置する計測装置の設置場所は、原則無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に本組合と買受者が協議して定めるものとする。
- オ 買受者が設置した計測装置の消費する電力に係る費用（その他通信等に係る費用を含む。）については、買受者がこれを負担するものとする。
- (3) 本組合は、一般廃棄物の安定処理を優先するため、美濃園の稼働に伴う使用電力の削減措置や、発電量の増加を目的とした操作等の特別な対応は行わないものとする。
- (4) 本仕様書の定めに関わらず、一般廃棄物の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業の変更や停止をすることがあるが、故意又は重過失による場合を除き、本組合は当該操業変更等に伴い生じた一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本組合及び買受者間の協議により決定するものとする。

15 添付資料

別表 1 令和 8 年度年間売電計画

別表 2 直近 1 2 ヶ月分月別余剰電力量実績